

## 鹿 児 島 県 公 報

令和 2 年 4 月 24 日（金）第 100 号



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

## 目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

## 告 示

- 養殖共済に係る一定の水域の設定 (水産振興課取扱い) 1
- 収去飼料の試験結果の公表 (畜産課取扱い) 5
- 基本測量の終了（2件） (監理課取扱い) 6
- 公共測量の実施 (監理課取扱い) 6
- 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の廃止 (大隅地域振興局取扱い) 7
- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定 (大隅地域振興局取扱い) 7
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の廃止 (大隅地域振興局取扱い) 7
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 (大隅地域振興局取扱い) 7

## 公 告

- 令和 2 年度狩猟免許試験公告 (自然保護課取扱い) 8
- 令和 2 年度狩猟免許更新に係る適性試験及び講習の実施公告 (自然保護課取扱い) 10
- 教育委員会規則
- 教育業務連絡指導手当支給規則の一部を改正する規則（※） (教職員課取扱い) 12
- 選挙管理委員会告示
- 政治団体の名称等の公表 (選挙管理委員会取扱い) 12

## 告 示

## 鹿児島県告示第480号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第118条第1項の規定により、同法第114条に規定する養殖業の養殖共済に係る一定の水域（以下「加入区」という。）を次のように定めた。

なお、この告示は、その共済責任期間の開始日が令和2年4月24日以後の日である共済契約について適用し、その共済責任期間の開始日が同日前の日である共済契約については、なお従前の例による。

また、平成30年9月1日鹿児島県告示第863号（養殖共済に係る一定の水域の設定）別冊の1の表南さつま市笠沙町片浦加入区の項及び錦江町皆倉南部加入区の項、2の表南さつま市笠沙町片浦加入区の項及び錦江町皆倉南部加入区の項、3の表南さつま市笠沙町片浦加入区の項及び錦江町皆倉南部加入区の項、4の表南さつま市笠沙町片浦加入区の項及び錦江町皆倉南部加入区の項、5の表南さつま市笠沙町片浦加入区の項及び錦江町皆倉南部加入区の項、6の表南さつま市笠沙町片浦加入区の項及び錦江町皆倉南部加入区の項、7の表南さつま市笠沙町片浦加入区の項及び錦江町皆倉南部加入区の項、8の表南さつま市笠沙町片浦加入区の項及び錦江町皆倉南部加入区の項、9の表南さつま市笠沙町片浦加入区の項及び錦江町皆倉南部加入区の項、10の表南さつま市笠沙町片浦加入区の項及び錦江町皆倉南部加入区の項、11の表南さつま市笠沙町片浦加入区の項及び錦江町皆倉南部加入区の項、12の表南さつま市笠沙町片浦加入区の項及び錦江町皆倉南部加入区の項、13の表南さつま市笠沙町片浦加入区の項及び錦江町皆倉南部加入区の項、14の表南さつま市笠沙町片浦加入区の項及び錦江町皆倉南部加入区の項、

15の表南さつま市笠沙町片浦加入区の項及び錦江町皆倉南部加入区の項、16の表南さつま市笠沙町片浦加入区の項及び錦江町皆倉南部加入区の項、17の表南さつま市笠沙町片浦加入区の項及び錦江町皆倉南部加入区の項、18の表南さつま市笠沙町片浦加入区の項及び錦江町皆倉南部加入区の項、19の表南さつま市笠沙町片浦加入区の項及び錦江町皆倉南部加入区の項、20の表南さつま市笠沙町片浦加入区の項及び錦江町皆倉南部加入区の項、21の表南さつま市笠沙町片浦加入区の項及び錦江町皆倉南部加入区の項、22の表南さつま市笠沙町片浦加入区の項及び錦江町皆倉南部加入区の項、23の表南さつま市笠沙町片浦加入区の項及び錦江町皆倉南部加入区の項、24の表南さつま市笠沙町片浦加入区の項及び錦江町皆倉南部加入区の項、25の表南さつま市笠沙町片浦加入区の項及び錦江町皆倉南部加入区の項、26の表南さつま市笠沙町片浦加入区の項及び錦江町皆倉南部加入区の項、27の表南さつま市笠沙町片浦加入区の項及び錦江町皆倉南部加入区の項、28の表南さつま市笠沙町片浦加入区の項及び錦江町皆倉南部加入区の項、29の表南さつま市笠沙町片浦加入区の項及び錦江町皆倉南部加入区の項、30の表南さつま市笠沙町片浦加入区の項及び錦江町皆倉南部加入区の項並びに32の表南さつま市笠沙町片浦加入区の項及び錦江町皆倉南部加入区の項並びに令和元年8月30日鹿児島県告示第318号（養殖共済に係る一定の水域の設定）の表南さつま市笠沙町片浦加入区の項及び錦江町皆倉南部加入区の項を削る。

令和2年4月24日

鹿児島県知事 三反園訓

1 小割り式1年魚はまち養殖業

加入区 の 名 称	水 域
南さつま市笠沙町片浦加入区	鹿特区魚第47号，第48号及び第106号漁業権の漁場の区域
錦江町馬場弓場下加入区	鹿特区魚第105号漁業権の漁場の区域

2 小割り式2年魚はまち養殖業

加入区 の 名 称	水 域
南さつま市笠沙町片浦加入区	鹿特区魚第47号，第48号及び第106号漁業権の漁場の区域
錦江町馬場弓場下加入区	鹿特区魚第105号漁業権の漁場の区域

3 小割り式3年魚はまち養殖業

加入区 の 名 称	水 域
南さつま市笠沙町片浦加入区	鹿特区魚第47号，第48号及び第106号漁業権の漁場の区域
錦江町馬場弓場下加入区	鹿特区魚第105号漁業権の漁場の区域

4 小割り式1年魚たい養殖業

加入区 の 名 称	水 域
南さつま市笠沙町片浦加入区	鹿特区魚第47号，第48号及び第106号漁業権の漁場の区域
錦江町馬場弓場下加入区	鹿特区魚第105号漁業権の漁場の区域

5 小割り式2年魚たい養殖業

加入区 の 名 称	水 域
南さつま市笠沙町片浦加入区	鹿特区魚第47号，第48号及び第106号漁業権の漁場の区域
錦江町馬場弓場下加入区	鹿特区魚第105号漁業権の漁場の区域

6 小割り式3年魚たい養殖業

加入区 の 名 称	水 域
南さつま市笠沙町片浦加入区	鹿特区魚第47号，第48号及び第106号漁業権の漁場の区域
錦江町馬場弓場下加入区	鹿特区魚第105号漁業権の漁場の区域

7 小割り式1年魚ふぐ養殖業

加入区 の 名 称	水 域

	南さつま市笠沙町片浦加入区	鹿特区魚第47号，第48号及び第106号漁業権の漁場の区域
	錦江町馬場弓場下加入区	鹿特区魚第105号漁業権の漁場の区域
8	小割り式2年魚ふぐ養殖業	
	加入区 の 名 称	水 域
	南さつま市笠沙町片浦加入区	鹿特区魚第47号，第48号及び第106号漁業権の漁場の区域
	錦江町馬場弓場下加入区	鹿特区魚第105号漁業権の漁場の区域
9	小割り式3年魚ふぐ養殖業	
	加入区 の 名 称	水 域
	南さつま市笠沙町片浦加入区	鹿特区魚第47号，第48号及び第106号漁業権の漁場の区域
	錦江町馬場弓場下加入区	鹿特区魚第105号漁業権の漁場の区域
10	小割り式1年魚かんぱち養殖業	
	加入区 の 名 称	水 域
	南さつま市笠沙町片浦加入区	鹿特区魚第47号，第48号及び第106号漁業権の漁場の区域
	錦江町馬場弓場下加入区	鹿特区魚第105号漁業権の漁場の区域
11	小割り式2年魚かんぱち養殖業	
	加入区 の 名 称	水 域
	南さつま市笠沙町片浦加入区	鹿特区魚第47号，第48号及び第106号漁業権の漁場の区域
	錦江町馬場弓場下加入区	鹿特区魚第105号漁業権の漁場の区域
12	小割り式3年魚かんぱち養殖業	
	加入区 の 名 称	水 域
	南さつま市笠沙町片浦加入区	鹿特区魚第47号，第48号及び第106号漁業権の漁場の区域
	錦江町馬場弓場下加入区	鹿特区魚第105号漁業権の漁場の区域
13	小割り式ひらめ養殖業	
	加入区 の 名 称	水 域
	南さつま市笠沙町片浦加入区	鹿特区魚第47号，第48号及び第106号漁業権の漁場の区域
	錦江町馬場弓場下加入区	鹿特区魚第105号漁業権の漁場の区域
14	小割り式1年魚すずき養殖業	
	加入区 の 名 称	水 域
	南さつま市笠沙町片浦加入区	鹿特区魚第47号，第48号及び第106号漁業権の漁場の区域
	錦江町馬場弓場下加入区	鹿特区魚第105号漁業権の漁場の区域
15	小割り式2年魚すずき養殖業	
	加入区 の 名 称	水 域
	南さつま市笠沙町片浦加入区	鹿特区魚第47号，第48号及び第106号漁業権の漁場の区域
	錦江町馬場弓場下加入区	鹿特区魚第105号漁業権の漁場の区域
16	小割り式3年魚すずき養殖業	
	加入区 の 名 称	水 域
	南さつま市笠沙町片浦加入区	鹿特区魚第47号，第48号及び第106号漁業権の漁場の区域
	錦江町馬場弓場下加入区	鹿特区魚第105号漁業権の漁場の区域
17	小割り式2年魚ひらまさ養殖業	
	加入区 の 名 称	水 域

南さつま市笠沙町片浦加入区	鹿特区魚第47号，第48号及び第106号漁業権の漁場の区域
錦江町馬場弓場下加入区	鹿特区魚第105号漁業権の漁場の区域

## 18 小割り式3年魚ひらまさ養殖業

加入区 の 名 称	水 域
南さつま市笠沙町片浦加入区	鹿特区魚第47号，第48号及び第106号漁業権の漁場の区域
錦江町馬場弓場下加入区	鹿特区魚第105号漁業権の漁場の区域

## 19 小割り式まあじ養殖業

加入区 の 名 称	水 域
南さつま市笠沙町片浦加入区	鹿特区魚第47号，第48号及び第106号漁業権の漁場の区域
錦江町馬場弓場下加入区	鹿特区魚第105号漁業権の漁場の区域

## 20 小割り式1年魚しまあじ養殖業

加入区 の 名 称	水 域
南さつま市笠沙町片浦加入区	鹿特区魚第47号，第48号及び第106号漁業権の漁場の区域
錦江町馬場弓場下加入区	鹿特区魚第105号漁業権の漁場の区域

## 21 小割り式2年魚しまあじ養殖業

加入区 の 名 称	水 域
南さつま市笠沙町片浦加入区	鹿特区魚第47号，第48号及び第106号漁業権の漁場の区域
錦江町馬場弓場下加入区	鹿特区魚第105号漁業権の漁場の区域

## 22 小割り式3年魚しまあじ養殖業

加入区 の 名 称	水 域
南さつま市笠沙町片浦加入区	鹿特区魚第47号，第48号及び第106号漁業権の漁場の区域
錦江町馬場弓場下加入区	鹿特区魚第105号漁業権の漁場の区域

## 23 小割り式2年魚まはた養殖業

加入区 の 名 称	水 域
南さつま市笠沙町片浦加入区	鹿特区魚第47号，第48号及び第106号漁業権の漁場の区域
錦江町馬場弓場下加入区	鹿特区魚第105号漁業権の漁場の区域

## 24 小割り式3年魚まはた養殖業

加入区 の 名 称	水 域
南さつま市笠沙町片浦加入区	鹿特区魚第47号，第48号及び第106号漁業権の漁場の区域
錦江町馬場弓場下加入区	鹿特区魚第105号漁業権の漁場の区域

## 25 小割り式4年魚まはた養殖業

加入区 の 名 称	水 域
南さつま市笠沙町片浦加入区	鹿特区魚第47号，第48号及び第106号漁業権の漁場の区域
錦江町馬場弓場下加入区	鹿特区魚第105号漁業権の漁場の区域

## 26 小割り式5年魚まはた養殖業

加入区 の 名 称	水 域
南さつま市笠沙町片浦加入区	鹿特区魚第47号，第48号及び第106号漁業権の漁場の区域
錦江町馬場弓場下加入区	鹿特区魚第105号漁業権の漁場の区域

## 27 小割り式すぎ養殖業

加入区 の 名 称	水 域

南さつま市笠沙町片浦加入区	鹿特区魚第47号，第48号及び第106号漁業権の漁場の区域
錦江町馬場弓場下加入区	鹿特区魚第105号漁業権の漁場の区域

## 28 小割り式まさば養殖業

加入区 の 名 称	水 域
南さつま市笠沙町片浦加入区	鹿特区魚第47号，第48号及び第106号漁業権の漁場の区域
錦江町馬場弓場下加入区	鹿特区魚第105号漁業権の漁場の区域

## 29 小割り式2年魚めばる養殖業

加入区 の 名 称	水 域
南さつま市笠沙町片浦加入区	鹿特区魚第47号，第48号及び第106号漁業権の漁場の区域
錦江町馬場弓場下加入区	鹿特区魚第105号漁業権の漁場の区域

## 30 小割り式3年魚めばる養殖業

加入区 の 名 称	水 域
南さつま市笠沙町片浦加入区	鹿特区魚第47号，第48号及び第106号漁業権の漁場の区域
錦江町馬場弓場下加入区	鹿特区魚第105号漁業権の漁場の区域

## 31 小割り式4年魚めばる養殖業

加入区 の 名 称	水 域
南さつま市笠沙町片浦加入区	鹿特区魚第47号，第48号及び第106号漁業権の漁場の区域
錦江町馬場弓場下加入区	鹿特区魚第105号漁業権の漁場の区域

## 32 小割り式かわはぎ養殖業

加入区 の 名 称	水 域
南さつま市笠沙町片浦加入区	鹿特区魚第47号，第48号及び第106号漁業権の漁場の区域
錦江町馬場弓場下加入区	鹿特区魚第105号漁業権の漁場の区域

## 33 小割り式さけ・ます養殖業

加入区 の 名 称	水 域
南さつま市笠沙町片浦加入区	鹿特区魚第47号，第48号及び第106号漁業権の漁場の区域
錦江町馬場弓場下加入区	鹿特区魚第105号漁業権の漁場の区域

## 鹿児島県告示第481号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第56条第1項及び飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行令（昭和51年政令第198号）第11条第3項の規定により，令和2年2月に収去した飼料若しくは飼料添加物又はこれらの原料の試験の結果の概要は，次のとおりである。

令和2年4月24日

鹿児島県知事 三反園訓

## 安全性に関する検査

製造事業場等の名称，法人番号及び所在地	収去場所及び法人番号	飼料又は飼料添加物の区分	飼料又は飼料添加物の名称	製造（輸入）年月	試験項目	違反の内容
日和産業（株） 鹿児島工場 7140001002355 （鹿児島市）	（株）入来運送 8340001008744 （薩摩郡さつま町）	ブロイラー肥育後期用配合飼料	ニチワ印ブロイラー肥育後期用配合飼料 さつまブロイ	令和 2.2	重金属－カドミウム	無

			ラー後期			
		ブロイラー肥育後期用配合飼料	ニチワ印ブロイラー肥育後期用配合飼料 さつまプレミアム鶏仕上	2.2	重金属－カドミウム	無
志布志飼料(株) 志布志工場 1340001015004 (志布志市)	出水運輸センター(株) 7340001011708 (出水市)	ブロイラー肥育前期用配合飼料	まるとは印配合飼料赤鶏スタートC	2.2	重金属－カドミウム	無
		ブロイラー肥育後期用配合飼料	まるとは印配合飼料赤鶏仕上	2.2	重金属－カドミウム	無

注 違反の内容の欄には、認められた違反の内容、違反となった試験項目及びその試験値を記載してある。

栄養成分に関する検査

製造事業場等の名称、法人番号及び所在地	収去場所及び法人番号	飼料の名称	製造(輸入)年月	試験項目	違反の内容
鹿児島プロフーズ(株) 谷山工場 1340001001045 (鹿児島市)	同左	調整魚粉	令和 2.2	栄養成分等－粗たん白質、粗灰分	無
		浦田ハマチ用ミール	2.2	栄養成分等－粗たん白質、粗繊維、粗灰分	無
(株)KOTOBUKI TMR工場 9340001019708 (鹿屋市)	同左	酪農用TMR	2.1	栄養成分等－粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、カルシウム、りん	無

注 違反の内容の欄には、栄養成分等の表示量に対して過不足があった場合はその成分名、試験値及び過不足の量を、原材料について違反があった場合はその内容を記載してある。

鹿児島県告示第482号

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第2項の規定により、国土地理院長から平成31年3月26日鹿児島県告示第286号で告示した基本測量の実施は、令和2年3月31日終了した旨の通知があった。

令和2年4月24日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県告示第483号

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第2項の規定により、国土地理院長から平成31年3月26日鹿児島県告示第287号で告示した基本測量の実施は、令和2年3月31日終了した旨の通知があった。

令和2年4月24日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県告示第484号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、

国土地理院長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和 2 年 4 月 24 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 作業の種類 公共測量（基準点測量）
- 2 作業の期間 令和 2 年 6 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日まで
- 3 作業の地域 鹿児島県全域

### 大隅地域振興局告示第 6 号

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 21 条の 5 の 20 第 4 項の規定により、指定障害児通所支援事業者から次のとおり指定通所支援の事業の廃止の届出があった。

令和 2 年 4 月 24 日

大隅地域振興局長 松菌英昭

事業所		指定障害児通所支援事業者			廃止年月日	障害児通所支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
こどもサポートセンタースマイルあいせい	曾於郡大崎町菱田字宇都口 3596 番地	社会福祉法人愛生会	曾於郡大崎町菱田字宇都口 3596 番地	新平 金道	令和 2 年 4 月 30 日	児童発達支援・放課後等サービス

### 大隅地域振興局告示第 7 号

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 21 条の 5 の 3 第 1 項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

令和 2 年 4 月 24 日

大隅地域振興局長 松菌英昭

事業所		申請者			指定年月日	障害児通所支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
SST ココペリの森	鹿屋市笠之原町 11-19 松山貸家	株式会社ココペリ	肝属郡肝付町富山 1455 番地 1	松井 和行	令和 2 年 4 月 1 日	放課後等サービス

### 大隅地域振興局告示第 8 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 46 条第 2 項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出があった。

令和 2 年 4 月 24 日

大隅地域振興局長 松菌英昭

事業所		指定障害福祉サービス事業者			廃止年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
サポートかのや	鹿屋市寿四丁目 3034 番地 24	有限会社トウエイ	鹿屋市寿四丁目 3034 番地 21	瀬戸口 信	令和 2 年 5 月 1 日	就労継続支援 A 型

### 大隅地域振興局告示第 9 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 29 条第 1 項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

令和 2 年 4 月 24 日

大隅地域振興局長 松菌英昭

事 業 所		申 請 者			指 定 年 月 日	障 害 福 祉 サ ー ビ ス の 種 類
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の 所在地	代表者の氏 名		
短期入所事業所 舞ハウス	鹿屋市笠之原町 2508番1	社会福祉法人岳 風会	鹿屋市吾平町上 名字笹ヶ尾原 6162番地2	松下 隆治	令和2年 4月1日	短期入所
福祉作業所みら い工房	鹿屋市新生町 8649番地1	合同会社みらい	肝属郡東串良町 新川西1415番地 5	石田 和彦	令和2年 4月1日	就労継続 支援B型
共同生活援助事 業所舞ハウス	鹿屋市笠之原町 2508番1	社会福祉法人岳 風会	鹿屋市吾平町上 名字笹ヶ尾原 6162番地2	松下 隆治	令和2年 4月1日	共同生活 援助

## 公 告

### 令和2年度狩猟免許試験公告

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第41条の規定により、狩猟免許試験を次のとおり実施する。

令和2年4月24日

鹿児島県知事 三反園訓

#### 1 試験の場所、期日及び開始時刻

##### (1) 第1回試験

場 所	期 日	開始時刻
鹿児島県鹿児島地域振興局本庁舎（鹿児島市小川町3番56号）	令和2年7月19日（日）	午前9時
鹿児島県南薩地域振興局本庁舎（南さつま市加世田東本町8番地13）		
鹿児島県北薩地域振興局本庁舎（薩摩川内市神田町1番22号）		
鹿児島県始良・伊佐地域振興局本庁舎（始良市加治木町諏訪町12番地）		
鹿屋市農業研修センター（鹿屋市札元一丁目21番7号）		
鹿児島県熊毛支庁屋久島庁舎（熊毛郡屋久島町安房650番地）		
鹿児島県大島支庁舎（奄美市名瀬永田町17番3号）		

##### (2) 第2回試験

場 所	期 日	開始時刻
鹿児島県鹿児島地域振興局日置庁舎（日置市伊集院町下谷口1960番地1）	令和2年8月30日（日）	午前9時
鹿児島県南薩地域振興局指宿庁舎（指宿市十二町301番地）		
鹿児島県北薩地域振興局出水庁舎（出水市昭和町18番18号）		
鹿児島県始良・伊佐地域振興局伊佐庁舎（伊佐市大口里53番地1）		
曾於市大隅中央公民館（曾於市大隅町岩川6484-2）		
鹿児島県熊毛支庁舎（西之表市西之表7590番地）		



徳之島町役場 (大島郡徳之島町亀津7203番地)		
--------------------------	--	--

## (3) 第 3 回試験

場 所	期 日	開始時刻
鹿児島県庁 6 階大会議室 (鹿児島市鴨池新町10番 1 号)	令和 3 年 1 月 31 日 (日)	午前 9 時

## 2 受験資格

鹿児島県内に住所を有する者で、次のいずれにも該当しないものであること。

- (1) 網猟免許及びわな猟免許にあっては18歳に、第一種銃猟免許及び第二種銃猟免許にあっては20歳に、それぞれ満たない者
- (2) 統合失調症、そううつ病 (そう病及びうつ病を含む。)、てんかん (発作が再発するおそれがないもの、発作が再発しても意識障害がもたらされないもの及び発作が睡眠中に限り再発するものを除く。) その他自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力を失わせ、又は著しく低下させる症状を呈する病気にかかっている者
- (3) 麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者
- (4) 自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力がなく、又は著しく低い者 ((1)から(3)までに該当する者を除く。)
- (5) 法又は法に基づく命令の規定に違反して、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者
- (6) 受験しようとする狩猟免許と同一の種類の免許を法第52条第2項第1号の規定により取り消され、その取消しの日から3年を経過しない者

## 3 受験手続

## (1) 提出書類等

ア 狩猟免許申請書

イ 銃砲刀剣類所持等取締法 (昭和33年法律第6号) 第4条第1項第1号の規定による許可を現に受けている者にあつては、猟銃・空気銃所持許可証の写し

ウ 2の(2)から(4)までに該当する者でない旨の医師の診断書 (銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による許可を現に受けている者は、提出を要しない。)

エ 写真 (申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの) 1枚

オ 狩猟免許申請手数料 5,200円 (法第49条各号のいずれかに該当する者にあつては、3,900円) (5,200円分又は3,900円分の鹿児島県収入証紙を免許申請書に貼り付けて提出すること。なお、提出書類等を受理した後は、狩猟免許申請手数料は返還しない。)

カ 84円分の切手

## (2) 提出書類等の提出先

申請者の住所地を管轄する地域振興局又は支庁

なお、送付の方法により提出する場合は、封筒の表面に「狩猟免許申請書在中」と朱書きし、書留郵便とすること。

## (3) 提出書類等の提出期間

ア 第1回試験を受けようとする者

令和2年6月8日 (月) から同年7月3日 (金) までのそれぞれの日 (県の休日を除く。) の午前8時30分から午後5時15分までとする。

イ 第2回試験を受けようとする者

令和2年7月20日 (月) から同年8月14日 (金) までのそれぞれの日 (県の休日を除く。) の午前8時30分から午後5時15分までとする。

ウ 第3回試験を受けようとする者

令和2年12月14日 (月) から令和3年1月15日 (金) までのそれぞれの日 (県の休日を除く。) の午前8時30分から午後5時15分までとする。

なお、送付の方法により提出する場合は、それぞれの提出期間の最終日の消印のあるものまで受け付ける。

4 免許申請書の用紙の交付

免許申請書の用紙は、鹿児島県環境林務部自然保護課，各地域振興局，各支庁，一般社団法人鹿児島県猟友会，同会各支部及び各地区猟友会において交付する。

なお、免許申請書の用紙の請求を送付の方法により行う場合は、宛先及び郵便番号を明記し、84円分の切手を貼った返信用封筒を同封すること。

5 その他

(1) 免許申請書を受領し、受験資格があると認めた者に対して試験の場所及び期日を指定した受験票を交付するので、指定された場所及び期日において試験を受けること。

なお、試験を受ける際は、受験票を必ず持参すること。

(2) 指定された試験の場所又は期日の変更を希望する場合は、提出書類等の提出先に対する申出により、その変更を認める。

なお、変更の申出は、指定された試験の期日の3日前（その日が休日のときは、その前日）までになされた場合に限り受け付ける。

(3) 試験に合格した者には、後日狩猟免許状を交付する。

(4) 不正の手段によって狩猟免許試験を受け、又は受けようとした者に対しては、その試験を停止し、又は合格の決定を取り消し、狩猟免許状を返還させる。

(5) 狩猟免許試験に関する照会は、鹿児島県環境林務部自然保護課（電話099-286-2111内線2616）、各地域振興局、各支庁、一般社団法人鹿児島県猟友会（電話099-222-9449）、同会各支部又は各地区猟友会に対して行うこと。

.....

令和 2 年度狩猟免許更新に係る適性試験及び講習の実施公告

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第51条第2項の規定により適性試験を、同条第4項の規定により講習を次のとおり実施する。

令和 2 年 4 月 24 日

鹿児島県知事 三反園訓

1 適性試験及び講習の場所、期日及び開始時刻

(1) 第 1 回適性試験及び講習

場 所	期 日	開始時刻
かごしま県民交流センター（鹿児島市山下町14番50号）	令和 2 年 7 月 12 日（日）	午前 9 時
鹿児島県鹿児島地域振興局日置庁舎（日置市伊集院町下谷口1960番地1）	令和 2 年 8 月 2 日（日）	
鹿児島県南薩地域振興局指宿庁舎（指宿市十二町301番地）	令和 2 年 7 月 5 日（日）	
鹿児島県南薩地域振興局本庁舎（南さつま市加世田東本町8番地13）	令和 2 年 8 月 2 日（日）	
鹿児島県北薩地域振興局本庁舎（薩摩川内市神田町1番22号）	令和 2 年 7 月 10 日（金）	
鹿児島県北薩地域振興局出水庁舎（出水市昭和町18番18号）	令和 2 年 8 月 2 日（日）	
鹿児島県始良・伊佐地域振興局本庁舎（始良市加治木町諏訪町12番地）	令和 2 年 7 月 5 日（日）	
鹿児島県始良・伊佐地域振興局伊佐庁舎（伊佐市大口里53番地1）	令和 2 年 8 月 6 日（木）	
鹿屋市農業研修センター（鹿屋市札元一丁目21番7号）	令和 2 年 7 月 5 日（日）	
鹿屋市農業研修センター（鹿屋市札元一丁目21番7号）	令和 2 年 7 月 21 日（火）	
曾於市大隅中央公民館（曾於市大隅町岩川6484-1）	令和 2 年 8 月 2 日（日）	

2)		
鹿児島県熊毛支庁舎 (西之表市西之表7590番地)	令和 2 年 8 月 2 日 (日)	
鹿児島県熊毛支庁屋久島庁舎 (熊毛郡屋久島町安房650番地)	令和 2 年 8 月 23 日 (日)	
徳之島町役場 (大島郡徳之島町亀津7203番地)	令和 2 年 7 月 8 日 (水)	
鹿児島県大島支庁舎 (奄美市名瀬永田町17番 3 号)	令和 2 年 7 月 12 日 (日)	

## (2) 第 2 回適性試験及び講習

場 所	期 日	開始時刻
鹿児島県庁講堂 (鹿児島市鴨池新町10番 1 号)	令和 2 年 9 月 6 日 (日)	午前 9 時

## 2 対象者等

## (1) 対象者

鹿児島県内に住所を有し、令和 2 年 9 月 14 日まで有効である法第 43 条の狩猟免許又は法第 51 条第 3 項の規定により更新された狩猟免許を受けている者で、その狩猟免許 (以下「更新対象免許」という。) の更新を受けようとするもの

## (2) 更新対象免許以外の狩猟免許の更新

更新対象免許と種類及び有効期間が満了する日の異なる狩猟免許を併せて受けている者は、当該更新対象免許の更新の際に、当該更新対象免許以外の狩猟免許についても更新することができる。

## (3) 適性試験の免除

認定鳥獣捕獲等事業に従事する者であって、狩猟について必要な適性を有することが確認された者については、適性試験を免除する。

## 3 適性試験及び講習を受けるための手続

## (1) 提出書類等

ア 狩猟免許更新申請書

イ 銃砲刀剣類所持等取締法 (昭和 33 年法律第 6 号) 第 4 条第 1 項第 1 号の規定による許可を現に受けている者にあつては、猟銃・空気銃所持許可証の写し

ウ 次の(ケ)から(ク)までに該当する者でない旨の医師の診断書 (銃砲刀剣類所持等取締法第 4 条第 1 項第 1 号の規定による許可を現に受けている者は、提出を要しない。)

(ケ) 統合失調症、そううつ病 (そう病及びうつ病を含む。)、てんかん (発作が再発するおそれがないもの、発作が再発しても意識障害がもたらされないもの及び発作が睡眠中に限り再発するものを除く。) その他自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力を失わせ、又は著しく低下させる症状を呈する病気にかかっている者

(ク) 麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者

(ク) 自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力がなく、又は著しく低い者 (ケ)又は(ク)に該当する者を除く。)

エ 写真 (申請前 6 月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ 3.0 センチメートル、横の長さ 2.4 センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの) 1 枚

オ 狩猟免許更新申請手数料 2,900 円 (2,900 円分の鹿児島県収入証紙を免許更新申請書に貼り付けて提出すること。なお、提出書類等を受理した後は、狩猟免許更新申請手数料は返還しない。)

カ 84 円分の切手

## (2) 提出書類等の提出先

申請者の住所地を管轄する地域振興局又は支庁

なお、送付の方法により提出する場合は、封筒の表面に「狩猟免許更新申請書在中」と朱書し、書留郵便とすること。

## (3) 提出書類等の提出期間

ア 第 1 回適性試験及び講習を受けようとする者

令和 2 年 5 月 8 日 (金) から各場所の適性試験及び講習の期日の 10 日前 (その日が県

の休日に当たるときは、その日前において最も近い県の休日でない日）までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。

イ 第 2 回適性試験及び講習を受けようとする者

令和 2 年 7 月 22 日（水）から同年 8 月 27 日（木）までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。

なお、送付の方法により提出する場合は、それぞれの提出期間の最終日の消印のあるものまで受け付ける。

4 免許更新申請書の用紙の交付

免許更新申請書の用紙は、鹿児島県環境林務部自然保護課、各地域振興局、各支庁、一般社団法人鹿児島県猟友会、同会各支部及び各地区猟友会において交付する。

なお、免許更新申請書の用紙の請求を送付の方法により行う場合は、宛先及び郵便番号を明記し、84円分の切手を貼った返信用封筒を同封すること。

5 その他

(1) 免許更新申請書を受理し、受験資格があると認められた者に対して適性試験及び講習の場所及び期日を指定した受験票を交付するので、指定された場所及び期日において適性試験及び講習を受けること。

なお、適性試験及び講習を受ける際は、受験票を必ず持参すること。

(2) 指定された適性試験及び講習の場所又は期日の変更を希望する場合は、提出書類等の提出先に対する申出により、その変更を認める。

なお、変更の申出は、指定された適性試験及び講習の期日の 3 日前（その日が県の休日に当たるときは、その日前において最も近い県の休日でない日）までになされた場合に限って受け付ける。

(3) 第 1 回適性試験又は第 2 回適性試験に合格した者には、更新を申請した者の現に有する狩猟免許と引換えに、新たな狩猟免許を後日交付する。

(4) 狩猟免許更新に係る適性試験及び講習に関する照会は、鹿児島県環境林務部自然保護課（電話 099-286-2111 内線 2616）、各地域振興局、各支庁、一般社団法人鹿児島県猟友会（電話 099-222-9449）、同会各支部又は各地区猟友会に対して行うこと。

## 教育委員会規則

教育業務連絡指導手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 4 月 24 日

鹿児島県教育委員会教育長 東條広光

### 鹿児島県教育委員会規則第 8 号

教育業務連絡指導手当支給規則の一部を改正する規則

教育業務連絡指導手当支給規則（昭和 53 年鹿児島県教育委員会規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 号の表中「中学部」を「各部に置かれる主事 中学部」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の教育業務連絡指導手当支給規則の規定は、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

## 選挙管理委員会告示

### 鹿児島県選挙管理委員会告示第 13 号

政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定による設立の届出があった政治団体、法第 7 条第 1 項の規定による異動の届出があった政治団体、法第 17 条第 1 項の規定による解散の届出があった政治団体、法第 19 条第 3 項の規定による資金管理団体の異動の届出があった政治団体又は資金管理団体でなくなった旨の届出があった政治団体の名称等は、次のとおりである。

令和 2 年 4 月 24 日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 松下良成

## 1 設立の届出があった政治団体

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
有川ひろゆき後援会	村上 芳樹	有川 寿理	始良市池島町30-21	令和2年3月10日
市役所を改革する会	佐藤 比呂志	佐藤 比呂志	鹿児島市鴨池1-22-1	令和2年3月26日

## 2 異動の届出があった政治団体

## (1) 政党の支部

国会議員関係団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
自由民主党大根占支部	桑原 克幸	会計責任者の氏名	大山 卓郎	矢崎 隆一	令和2年3月1日
自由民主党鹿児島県バス支部	岩崎 芳太郎	会計責任者の氏名	改元 秀男	中原 昭雄	令和元年6月24日
自由民主党串良支部	今村 光春	会計責任者の氏名	市来 洋志	坂元 浩幸	令和2年3月1日
自由民主党高山支部	鶴田 志郎	会計責任者の氏名	福永 浩昭	川田代 恵一	令和2年3月1日
自由民主党さつま町支部	白石 誠	主たる事務所の所在地	薩摩郡さつま町虎居町5-6	薩摩郡さつま町鶴田3545-1	令和2年3月26日
		代表者の氏名	白石 誠	井上 章三	
自由民主党田代支部	井手口 正頼	会計責任者の氏名	小園 一利	梅元 金一	令和2年3月1日
日本共産党始良地区委員会	今重 広貴	政治団体の名称	日本共産党始良地区委員会	日本共産党始良・出水地区委員会	令和2年3月10日
		代表者の氏名	今重 広貴	永田 義人	
日本共産党熊毛地区委員会	中野 英作	会計責任者の氏名	日高 薫	渡辺 道大	令和2年3月10日

## (2) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
打越あかし後援会	澤山 岩重	代表者の氏名	澤山 岩重	向吉 捷一	令和2年3月4日
		会計責任者の氏名	大吉 里美	浜崎 純利	
柿元かずお後援会	竹ノ内 正明	代表者の氏名	竹ノ内 正明	有馬 健二	令和2年1月1日
鹿児島県中小企業団体政治協会	小正 芳史	会計責任者の氏名	山崎 洋	岩重 昌勝	平成31年3月1日

鹿児島県土地改良政治連盟	東 孝一郎	会計責任者の氏名	吉嶺 彰二	吉村 博人	令和 2 年 3 月 19 日
柏木たつじ後援会	柏木 辰二	会計責任者の氏名	柏木 辰二	盛喜 明	令和元年 8 月 1 日
上村龍生後援会	上村 龍生	代表者の氏名	上村 龍生	成松 博之	令和 2 年 3 月 19 日
九州本格焼酎研究会	多田 格	代表者の氏名	多田 格	本坊 松美	令和元年 9 月 26 日
久留須修後援会	前田 勝利	代表者の氏名	前田 勝利	橋口 昌博	令和 2 年 3 月 11 日
向野忍後援会	向野 忍	主たる事務所 の所在地	大島郡瀬戸内町古仁屋船津 8-8	大島郡瀬戸内町古仁屋春日 1-17	令和 2 年 3 月 18 日
幸福実現党鹿児島中央後援会	高橋 秀知	代表者の氏名	高橋 秀知	山田 徳太郎	令和 2 年 3 月 1 日
		会計責任者の氏名	高橋 秀知	山田 徳太郎	
幸福実現党鹿児島南後援会	久保 修一	代表者の氏名	久保 修一	師田 実希子	令和 2 年 2 月 2 日
		会計責任者の氏名	久保 修一	師田 実希子	
国際勝共連合鹿児島県本部	永濱 政人	代表者の氏名	永濱 政人	池田 幸一	令和 2 年 3 月 1 日
		会計責任者の氏名	鴨野 多美江	池田 幸一	
国生たかし後援会	国生 卓	代表者の氏名	国生 卓	久目 清巳	令和 2 年 3 月 9 日
児玉勇治後援会	上別府 武	代表者の氏名	上別府 武	村岡 セツ子	令和 2 年 3 月 1 日
酒匂卓郎後援会	酒匂 卓郎	主たる事務所 の所在地	始良市西餅田 1717番地	始良市西餅田 168-2	令和 2 年 2 月 8 日
さんたんぞの輝男後援会	三反園 輝男	会計責任者の氏名	阪元 義宏	百武 啓二	令和 2 年 3 月 16 日
瀬戸口三郎後援会	稲留 三郎	代表者の氏名	稲留 三郎	福留 辰男	平成 31 年 4 月 1 日
		会計責任者の氏名	松下 尚美	和田 六雄	
中西茂後援会	中西 茂	会計責任者の氏名	久保蘭 東一	鶴園 一清	令和 2 年 3 月 25 日
日本薬業政治連盟鹿児島県支部	中松 敏弘	会計責任者の氏名	吉良 裕樹	吉田 敦史	令和 2 年 3 月 1 日
東勝義後援会	東 勝義	会計責任者の氏名	東 勝義	東 宏美	令和 2 年 3 月 5 日
東きみ子後援会	東 君子	代表者の氏名	東 君子	東 きみ子	令和 2 年 2 月 26 日
平山貴久後援会	軸屋 康男	会計責任者の氏名	有村 忍	西 千代美	令和 2 年 3 月 2 日
ミッロー事務所	森永 満郎	会計責任者の氏名	森永 満郎	森永 シヅエ	令和 2 年 3 月 4 日
夢ある明日をつく	堀 雄一	会計責任者	田中 千豊	田中 康行	令和元年

る会		の氏名		12月14日
----	--	-----	--	--------

## 3 解散の届出があった政治団体

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	解散年月日
明るい始良市を創る会	始良市加治木町本町114	笹山 義弘	令和元年12月1日
伊瀬知正人後援会	南九州市颯娃町牧之内6284	伊瀬知 貢	令和元年12月22日
大川内とみお後援会	曾於市末吉町南之郷117-2	大川内 富男	令和元年12月29日
大津亮二後援会	曾於市末吉町南之郷10978	高岡 敏	令和元年12月31日
鹿児島県分権自治問題研究会	始良市東餅田2595番地2	皆吉 稲生	令和元年12月31日
梶原弘徳後援会	熊毛郡南種子町中之下1913-5	徳永 春雄	令和元年12月31日
笹山義弘後援会	始良市加治木町本町114	笹山 義弘	令和元年12月1日
修友会	鹿児島市新町4-10-2F	谷川 修一	令和元年12月31日
高橋りえこ後援会	垂水市本町45番地1	高橋 伸一	令和2年3月22日
田中良一後援会	鹿児島市錦江台3-14-2	田中 良一	令和元年12月31日
谷川修一後援会	鹿児島市新町4-10-2F	大脇 唯真	令和元年12月31日
徳永トメオ後援会	熊毛郡中種子町野間5102-2	徳永 留夫	令和元年12月31日
肥後充浩後援会	大島郡宇検村湯湾1085の乙	肥後 充浩	令和元年12月31日
久林規良後援会事務所	大島郡徳之島町亀津2939	久林 規良	令和元年12月29日
堀すみのり後援会	鹿児島市喜入前之浜町10142	山下 真也	令和元年12月31日
みなよし稲生後援会	始良市東餅田2595-2	香川 紀征	令和元年12月31日
本村よしはる後援会	始良市西始良二丁目5-11	濱田 稔	令和元年12月21日
森一将後援会	奄美市名瀬伊津部町10-18	牧口 光彦	令和元年12月30日

## 4 資金管理団体の異動の届出があった政治団体

届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
下鶴 隆央	下鶴隆央と未来をつくる会	主たる事務所の所在地	鹿児島市谷山中央1-4388-206	鹿児島市小松原2-14-22	令和2年1月21日

5 資金管理団体の指定の取消し又は資金管理団体でなくなった旨の届出があった政治団体  
法第19条第3項第2号による届出があった政治団体

届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日
皆吉 稲生	鹿児島県分権自治問題研究会	令和元年12月31日